

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）

最終更新： 令和五年九月二九日公布（令和五年農林水産省令第五一号）改正

第三章 保安施設

第一節 保安林

（伐採許可申請書の記載事項）

第五十八条 令第四条の二第一項第六号及び同条第二項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 伐採をしようとする立木の年齢
- 二 択伐による伐採にあつては、当該伐採箇所の面積
- 三 法第三十四条第十項ただし書に規定する森林に係る伐採にあつては、その旨

（立木の伐採の許可の申請）

第五十九条 令第四条の二第一項及び第二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 立木の伐採に係る森林の位置図及び区域図
 - 二 許可を受けようとする者（国、地方公共団体及び独立行政法人等登記令第一条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
 - 三 立木の伐採に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
 - 四 申請の対象となる森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
 - 五 許可を受けようとする者が申請の対象となる森林の土地の所有者でない場合には、当該森林を伐採する権原を有することを証する書類
 - 六 許可を受けようとする者が申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類
 - 七 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類
- 2 前項第六号に掲げる書類については、次の各号のいずれかに該当する場合には、その添付を省略することができる。
- 一 申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合
 - 二 地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合

三 申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合

(立木の伐採の許可を要しない場合)

第六十条 法第三十四条第一項第九号（法第四十四条において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 国又は都道府県が保安施設事業、砂防法第一条の砂防工事又は地すべり等防止法による地すべり防止工事若しくはぼた山崩壊防止工事を実施するため立木を伐採する場合
 - 二 法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守の支障となる立木を伐採する場合
 - 三 倒木又は枯死木を伐採する場合
 - 四 こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木を伐採する場合
 - 五 法第三十四条第二項の規定による許可を受けて、当該保安林の機能に代替する機能を有する施設を設置し、又は当該施設を改良するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従って立木を伐採する場合
 - 六 樹木又は林業種苗に損害を与える害虫、菌類及びウイルスであつて都道府県知事が指定するものを駆除し、又はそのまん延を防止するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従って立木を伐採する場合
 - 七 林産物の搬出その他森林施業に必要な設備を設置するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従って立木を伐採する場合
 - 八 その土地の占有者及びその立木の所有者の同意を得て土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号に掲げる事業のために必要な測量又は実地調査を行なう場合において、その支障となる立木を除去するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従って立木を伐採する場合
 - 九 道路、鉄道、電線その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に対し、著しく被害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は当該設備若しくは建築物の用途を著しく妨げている立木を緊急に除去するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従って立木を伐採する場合
 - 十 国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事と協議するところに従い当該国有林の立木を伐採する場合
- 2 前項第五号から第九号までの規定による届出は、伐採をしようとする日の二週間前までに届出書を提出してしなければならない。
 - 3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一項第五号の規定による届出については、この限りでない。
- 一 立木の伐採に係る森林の位置図及び区域図
 - 二 届出者（国、地方公共団体及び独立行政法人等登記令第一条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個

人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

三 立木の伐採に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）

四 届出の対象となる森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

五 届出者が届出の対象となる森林の土地の所有者でない場合には、当該森林を伐採する権原を有することを証する書類

六 届出者が届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類

七 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類

4 前項第六号に掲げる書類については、次の各号のいずれかに該当する場合には、その添付を省略することができる。

一 届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合

二 地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合

三 届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合

（立竹の伐採等の許可の申請）

第六十一条 法第三十四条第二項（法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

一 立竹の伐採に係る森林の位置図及び区域図

二 許可を受けようとする者（国、地方公共団体及び独立行政法人等登記令第一条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

三 立竹の伐採に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）

四 申請の対象となる森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

五 許可を受けようとする者が申請の対象となる森林の土地の所有者でない場合には、当該森林を伐採する権原を有することを証する書類

六 許可を受けようとする者が申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類

七 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類

2 前項第六号に掲げる書類については、次の各号のいずれかに該当する場合には、その添付を省略することができる。

- 一 申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合
- 二 地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合
- 三 申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合

(軽易な行為)

第六十二条 法第三十四条第二項第五号（法第四十四条において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める軽易な行為は、次のとおりとする。

- 一 造林又は保育のためにする地ごしらえ、下刈り、つる切り又は枝打ち
- 二 倒木又は枯死木の損傷
- 三 こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木の損傷

(立竹の伐採等の許可を要しない場合)

第六十三条 法第三十四条第二項第六号（法第四十四条において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 国又は都道府県が保安施設事業、砂防法第一条の砂防工事又は地すべり等防止法による地すべり防止工事若しくはばた山崩壊防止工事を実施するためする場合
 - 二 法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守のためする場合
 - 三 自家の生活の用に充てるため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従つて下草、落葉又は落枝を採取する場合
 - 四 学術研究の目的に供するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従つて下草、落葉又は落枝を採取する場合
 - 五 国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事と協議するところに従い当該国有林の区域内においてする場合
- 2 前項第三号及び第四号の規定による届出は、行為をしようとする日の二週間前までに届出書を提出しなければならない。
- 3 前項の届出書には、図面を添えなければならない。

(年伐面積の限度)

第六十四条 令第四条の三第二項の規定による年伐面積の限度の算出は、当該森林所有者が同一の単位とされる保安林等において森林所有者となつている森林のうち指定施業要件としてその立木の伐採につき択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積を令別表

第二の第二号（一）イに規定する伐期齢に相当する数で除してするものとする。

（許可に係る伐採の届出等）

第六十五条 法第三十四条第八項（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、伐採の終わった日から三十日以内に届出書（一通）を都道府県知事に提出してしなければならない。

2 法第三十四条第八項（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、伐採の終わった日から三十日以内に次に掲げる事項を記載した書面を送付してしなければならない。

- 一 通知人の氏名又は名称及び住所
- 二 伐採に係る森林の所在場所
- 三 伐採面積
- 四 伐採の終わった日

（保安林における緊急伐採等の届出）

第六十六条 法第三十四条第九項（法第四十四条において準用する場合を含む。）の届出書は、伐採その他の行為の終わった日から三十日以内に提出しなければならない。

（市町村の長への通知の方法）

第六十七条 法第三十四条第十項（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面を送付してするものとする。

- 一 伐採箇所の所在
- 二 伐採箇所の面積
- 三 伐採の方法
- 四 伐採齢
- 五 伐採樹種
- 六 伐採の期間

（保安林の択伐及び間伐の届出）

第六十八条 法第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項（これらの規定を法第四十四条において準用する場合を含む。）の届出書は、択伐又は間伐を開始する日前九十日から二十日までの間に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 届出の対象となる森林の位置図及び区域図
- 二 届出者（国、地方公共団体及び独立行政法人等登記令第一条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏

名及び住所を証する書類

三 保安林の択伐及び間伐に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）

四 届出の対象となる森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

五 届出者が届出の対象となる森林の土地の所有者でない場合には、当該森林を伐採する権原を有することを証する書類

六 届出者が届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類

七 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類

3 前項第六号に掲げる書類については、次の各号のいずれかに該当する場合には、その添付を省略することができる。

一 届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合

二 地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合

三 届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合

（保安林の択伐及び間伐の届出書の記載事項）

第六十九条 法第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項（これらの規定を法第四十四条において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 伐採樹種

二 伐採しようとする立木の年齢

三 伐採箇所の面積

四 伐採の期間

五 法第三十四条の二第四項ただし書（法第三十四条の三第二項（法第四十四条において準用する場合を含む。）及び第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する森林に係る伐採にあつては、その旨

（市町村の長への通知の方法）

第七十条 法第三十四条の二第四項（法第三十四条の三第二項（法第四十四条において準用する場合を含む。）及び第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による通知については、第六十七条の規定を準用する。

（森林所有者への通知の方法）

第七十一条 法第三十四条の二第五項（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による通知

については、第六十五条第二項の規定を準用する。

(植栽の義務の例外)

第七十二条 法第三十四条の四ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合において都道府県知事が認めたときとする。

- 一 火災、風水害その他の非常災害により当該伐採跡地の現況等に著しい変更を生じたため、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間又は樹種に関する定めに従つて植栽をすることが著しく困難な場合
- 二 保安林のうち指定施業要件としてその立木の伐採につき択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のもの（人工植栽に係る森林に限る。）について、択伐によりその立木を伐採した後、当該伐採跡地につき、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の期間に関する定めに従わずに植栽をすることが不適当でない場合